

中小企業投資促進税制の解説

1、適用対象者

青色申告事業者である中小企業者等

※ 中小企業者の定義（(1)・(2)をあわせて「中小企業者等」という）

(1) 中小企業者

個人、非出資法人 常時使用従業員 1,000 人以下

法人 資本金（出資金）1 億円以下

但し、資本金の 2 分の 1 以上が同一の大法人に所有されているもの、
資本金の 3 分の 2 以上が 2 以上の大法人に所有されているものは除く。

(2) 中小企業等協同組合、出資商工組合および同連合会等

2、対象資産

(1) 普通貨物自動車（車両総重量 3.5t 以上。（新車のみ対象））

※ トラクタ、トレーラ、粉粒体運搬車、タンク車、アスファルト運搬車、
コンクリートミキサー車、冷凍冷蔵車、保温車、塵芥車も対象

(2) 機械および装置で取得価額が 160 万円以上のもの

(3) 一定のソフトウェアで取得価額の合計が 70 万円以上のもの

3、措置の内容

	特別償却 (所有権移転外リース適用不可)	税額控除 (所有権移転外リース適用可)
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の法人 中小企業等協同組合等	取得価額の 30%	取得価額の 7%
資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人	取得価額の 30%	適用なし

※ 特別償却又は税額控除の選択適用。

※ 税額控除額は、その事業年度の法人税額の 20%が限度。

※ 特別償却不足額及び税額控除不足額（控除限度超過額）は 1 年間繰越可能。

4、根拠条項

租税特別措置法 10 の 3、42 の 6

租税特別措置法施行令 5 の 5、27 の 6

租税特別措置法施行規則 5 の 8、20 の 3